

第 87 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	令和 7 年 1 月 7 日（火）14 時 00 分から 16 時 00 分まで
場 所	広島県庁本館 106 会議室
出 席 委 員	鳥谷部委員（委員長）、内田委員、折本委員、半井委員、桧崎委員
議 題	(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について (2) 抽出事案について ①一級河川 江の川水系 多治比川 特定都市河川浸水被害対策推進 工事（補助・上流 3－4 工区） 【北部建設事務所】 ②一級河川 江の川水系 多治比川 特定都市河川浸水被害対策推進 工事（補助・上流 2－1 工区） 【北部建設事務所】 ③単独・ため池緊急整備事業（県営） いのつじ池・金屋池・田の口池・ 御伊勢池廃止工事 【北部農林水産事務所】 ④県庁の森電気ケーブル引込工事 【総務局 財産管理課】
審議対象期間	令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容											
議題（1） 入札及び契約手続の運用状況等の報告について											
○ 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>入札方式</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般競争入札</td><td>274件</td></tr><tr><td>指名競争入札</td><td>62件</td></tr><tr><td>随意契約</td><td>18件</td></tr><tr><td>合計</td><td>354件</td></tr></tbody></table>		入札方式	件数	一般競争入札	274件	指名競争入札	62件	随意契約	18件	合計	354件
入札方式	件数										
一般競争入札	274件										
指名競争入札	62件										
随意契約	18件										
合計	354件										
○ 指名除外措置を行った件数は4件 ○ 低入札価格調査を行った件数は124件 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。											
意見・質問	回答										
○ 北部建設事務所庄原支所の一般競争入札の案件が計9件あるが、いずれも入札参加者が1者で、比較的高い落札率で落札している。 これら案件は、例えば以前に入札不調となったものを再度発注した結果、辛うじて1者が応札したというような状況なのか。	○ 経過については、別途確認し報告する。 【後日、事務局から以下報告】 ・ 該当案件については、いずれも入札不調を経るなどの経緯はない。 ・ 庄原支所管内は、県内で最も災害復旧の進捗が遅れており、業者の受注余力が乏しい状況が続いていたため、結果として1者応札案件となっている。 ・ 災害復旧が一段落した下半期（次回委員会の報告対象期間）には、複数者が応札する案件が出てきており状況は変わりつつある。										
○ 公共調達の実行原則は競争入札であり、地方自治法に定める事由に該当するときに限り随意契約が可能である。 このため、随意契約とする場合、どのような点が随契事由に該当するかが最も重要である。 随意契約の理由の記載内容は、以前と比べると改善されたと思うが、まだまだ不明瞭と思われるものも見受けられる。 随意契約を選択する背景はそれぞれ様々であると思うが、「具体的にどういう理由で随契事由に該当するか」という点を常に意識して、端的にわかりやすく整理することを心掛けてほしい。	○ ご指摘のような問題意識をもって整理しているが、より分かりやすい記載となるよう改善に努める。										
【建設産業課長】											

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案１ 一級河川 江の川水系 多治比川 特定都市河川浸水被害対策推進工事 （補助・上流３－４工区） 抽出事案２ 一級河川 江の川水系 多治比川 特定都市河川浸水被害対策推進工事 （補助・上流２－１工区）	
意見・質問	回答
○ 一抜け方式について詳しく教えて欲しい。 ○ 入札の時期が数日違う等、ほとんど同時期に行われているように感じるが、入札への参加方法はどうなっているか。 ○ 抽出事案１と２を比べると落札率に差が大きくあるが、その原因は何か。 ○ 一抜け方式の場合、先に落札決定した者が、以降の案件では無効になるとのことだが、落札決定の順序は事前に公表されているのか。 ○ 落札決定順序を公表する意図は何か。公表をしないことで競争性が高まる事は考えられないか。	○ 一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札する順番をあらかじめ定めて、先に落札者となった者のその後の入札を無効として、次の工事の落札者とならない様にし、順次その後の案件の落札者を決定していくという入札方式である。 ○ 今回は５つの工区に分けて工事を発注しているのだが、業者は５つすべてに応札出来るという流れである。 仮に工事名をＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ（入札の時期順）だとして、業者ＸがＡ・Ｃ・Ｄに応札し、Ａで落札した場合は、その後のＣ・Ｄの工事では無効として扱うというものである。 一抜け方式のメリットは、業者が技術者の確保等の問題から本来は工事Ａしか参加しないと考えていても、Ａが落札になればＣ、Ｃが落札になればＤと、複数の工事に応札する事が可能になることで、応札者がいないといった状況を避ける事が出来る。 ○ 工事内容に大きな違いはないと思うが、工事場所までのアクセス等の現場状況を業者が判断されたと認識している。 ○ 落札決定の順序は、予定価格の高い順とすることとし、具体的な順序については、公告に明記している。 ○ 落札決定の順序により、個々の案件の入札結果が変わる仕組みであることを踏まえると、非公表とすると、競争性は高まる可能性がある一方で、入札結果に恣意性が疑われるなど、手続きの信頼性が損なわれるリスクもある。 このため、落札決定の順位についてはあらかじめ公表することとしている。
【北部建設事務所長・事務局】	

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案３ 単独・ため池緊急整備事業（県営） いのつじ池・金屋池・田の口池・御伊勢池廃止工事	
意見・質問	回答
○ 辞退者が多い理由は何か。 ○ 工事の内容や価格に問題があったと考えられないか。 ○ 契約が出来なかったものについては、今後はどうする予定か。 ○ ため池廃止工事そのものが応札しにくい、という事情は考えられないか。他の地区では、比較的簡単に業者が見つかるものなのか。 ○ ため池を廃止するのは、作業としてはそれほど難易度が高いものではないように思うが、実態はそうではないのか。	○ 工事箇所である庄原市東城町は平成30年7月の豪雨災害以降、災害復旧工事など膨大な工事が発注されており、技術者や下請け業者の確保が非常に難しいという事を聞いており、施工体制を整えるのが難しかったのではないかと推測している。 ○ 平成30年以降、ため池工事で7つの池を単独や、2、3のため池を複数で等、様々なパターンで発注してみたが、12回中3回しか契約にならなかった。 このことから、内容や価格ではなく、業者の受注環境が厳しかったと推測している。 ○ 今年度に入り、東城町で平成30年からやっている、農地・農業用施設災害復旧事業が令和6年度までで終了する見込みが立った。 今回の工事を契約していただいた事等、これからの受注環境は良くなっていると感じるので、これからは再度発注すれば契約までいけると考えている。 ○ 県内全体的に敬遠される傾向はあると感じている。 ○ 作業内容としては、ため池に水が溜まらない様に、V字型に掘削するものだが。雨が降ると土が泥濘み作業効率が低下する等の理由から、業者から敬遠されているのではないかと推測している。 【北部農林水産事務所長】

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案４ 県庁の森電気ケーブル引込工事	
意見・質問	回答
○ 随意契約の理由について、別業者が受注すると「本体工事（貸付エリア内での電気設備工事）と調整する際に課題が生じるかもしれない」という域を超えておらず、必ずしも「競争に付すことが不利」とまでは言えないのではないかと感じる。例えば、費用面で別業者に見積りを取った場合と比較して安価であるなど、もう少し具体的な根拠も追加で必要なのではないか。 ○ 設定した予定価格を大幅に下回る価格で落札されている事実もある。予定価格をどのようにして決めたのかについて説明してもらいたい。 ○ ３者見積の業者は、契約業者とは別の業者か。 ○ 本体工事と同一業者である必要があるということであれば、そのことはあらかじめ分かっていたことではないか。だとすれば、両工事をセットで入札にかけるという手法がむしろ自然だと思うが、そうしなかった理由は何か。	○ ステークホルダーが多くなると調整が難しくなるという判断もあり、電力会社とのスケジュールもタイトであったことなどもあり、現状の整理としたものだが、今後に向けて改善の余地もあるものと考えている。 ○ 積算項目は５項目あるが、ケーブル工事など積算マニュアルや建設物価といった客観的な基準を適用できる４項目については同基準に沿って積算し、それにより難しいもの（UGS（地中線用負荷開閉器））については３者に見積を取って積算を行った。 ○ そのとおりである。 ○ 貸付地での工事は、貸付先が発注主体となっているため別発注としたものである。 また、発注のタイミングとしても、当初時点では、ケーブル線をどこに通すかなど調整中であったことなどもあり、今回の時期の発注となった。

【財産管理課 県有資産活用担当監】